公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会

REAL PARTNER

住まう人

19 2022年3月号

すまーと



◎令和3年度「官民合同不動産広告表示実態調査」を実施

◎令和3年度「宅地建物取引士資格試験」の実施結果

◎「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」を締結

嵐山

地域へ、社会へ貢献していきます。

今回の活動報告

情報提供事業

消費者保護を目的として、不動産に関する調査研究事業・不動産流通事業等を行っております。

令和3年度「官民合同不動産広告表示実態調査」を実施



皆様が、お住まい等を探される際にご覧になる不動産広告は「宅地建物取引業法」・「不動産の表示に関する公正競争規約」に基づいて作成されています。

京都宅建では、毎年、官民の各調査実施団体と合同にて、京都府下の新聞広告・折込チラシ・インターネット広告等の掲載内容が適正に表示されているか調査をしています。

本年度は、広告の書面審査（事前調査）、並びに現地調査を下記の通り実施いたしました。

記

①広告の書面審査（事前調査）　9月27日（月）
②書面審査に基づく現地調査　11月1日（月）

令和３年度官民合同不動産広告表示実態調査の概要

1. 編成及び人員　10班編成（計38名）
2. 対象業者　10社（京都宅建6社・全日京都4社）
3. 対象物件　14件（売買9件・賃貸5件）
   ［内　訳］売　　地……6件
   新築住宅……2件
   中古マンション……1件
   賃貸マンション……5件
4. 調査実施団体等
   京都府建設交通部建築指導課
   京都府府民環境部消費生活安全センター
   （公社）近畿地区不動産公正取引協議会
   （株）京都新聞COM 事業推進局
   （一社）関西広告審査協会
   （公社）京都府宅地建物取引業協会
   （公社）全日本不動産協会京都府本部



官公庁関係　代表挨拶
京都府建設交通部建築指導課宅建業担当
安里　翔太　主事

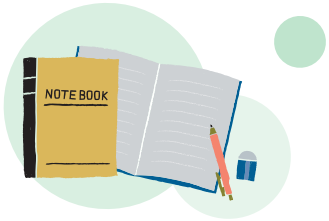


現地調査から戻った調査員は、
報告書等を整理後、結果を報告しました。

令和3年度「宅地建物取引士資格試験」実施結果

人材育成事業

消費者にとって、安心安全な不動産取引を推進するため人材育成事業を行っております。



1.試験日

令和3年10月17日(日)

2.会場

(1) 国立京都国際会館　　(2) 京都府立大学
(3) 立命館大学衣笠キャンパス　　(4) 京都リサーチパーク(KRP)



試験会場の様子



受験者の体温確認の様子

3.合格発表日及び合否判定基準

合格発表日	一般受験者(50問)	登録講習修了者(45問)
12月1日(水)	34問以上	29問以上

4.実施概要及び合格者の概要

(1) 実施概要

実施概要		京都府		全国	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
申込者数		6,582名	5,375名	296,518名	259,284名
受験者数	一般受験者	4,390名	3,295名	185,833名	158,123名
	講習終了者	881名	822名	48,881名	46,127名
	合　計	5,271名	4,117名	234,714名	204,250名
受験率		80.1%	76.6%	79.2%	78.8%
合格者数	一般受験者	695名	603名	31,044名	25,368名
	講習終了者	196名	163名	10,427名	8,970名
	合　計	891名	766名	41,471名	34,338名
合格率		16.9%	18.6%	17.7%	16.8%

(2) 合格者の概要

	全国		
	令和3年度		令和2年度
平均年齢	35.0歳		34.7歳
職業別比率	不動産業	31.2%	33.1%
	金融関係	11.4%	11.4%
	建設関係	9.2%	9.5%
	他業種	24.3%	22.6%
	学　生	13.1%	13.6%
	主　婦	3.7%	3.4%
	その他	7.0%	6.4%

※□は京都府、□は全国の集計データです。

★京都宅建は、昭和63年度より京都府知事の推薦を受け、(一財)不動産適正取引推進機構の協力機関として、京都府における試験事務に関する一切の業務を実施しています。

「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」の締結について

大規模災害が発生した場合に、住宅を失われた被災者の住居が早急に確保されるよう、災害救助法に基づき、「応急仮設住宅」が被災者に提供されます。この「応急仮設住宅」には、

① 災害発生後に緊急に建設して供与する「応急建設住宅」と、

② 民間賃貸住宅を借り上げて供与する「応急借上げ住宅」の二種類があります。


前列左:門川京都市長、前列右:千振会長

東日本大震災では、多くの「応急建設住宅」と「応急借上げ住宅」が提供されましたが、今後の大規模な災害に備え、平時から地域の特徴に応じた事前の準備や取組みが求められているところです。

こうした背景を踏まえて、令和3年9月1日(水)、本会ほか京都府内の4つの不動産関係団体は、京都市と標記協定を締結しました。

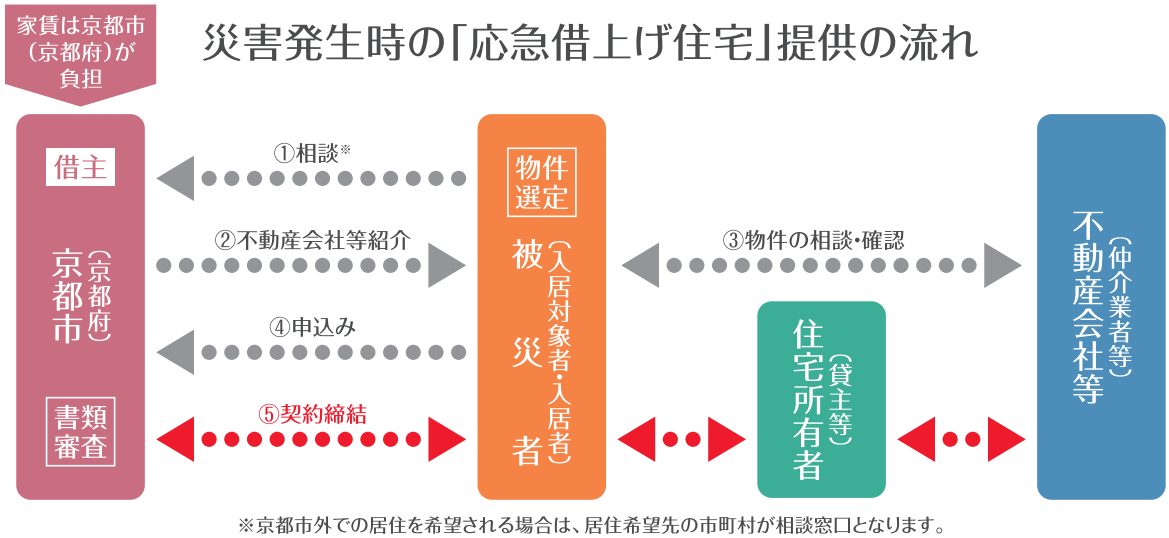
この協定は、地震や風水害等により大規模な住宅損壊が生じた際、会員が扱う賃貸物件を市が借り上げて、被災者向けの応急住宅として提供するためのしくみと役割分担を取り決めたものです。

締結式は、関係5団体の出席のもと、京都市役所で開催されました。なお、京都府とは既に同様の協定を令和3年3月31日(水)に締結済みです。

本会は全面的に協力することとし、まず、制度の内容を会員の皆様に周知するとともに、災害時に借上げ住宅として利用可能な物件情報の提供にご協力いただける方を令和3年10月に募集しました。

そして、協力の申出をいただいた65会員のリストを作成して京都府、京都市に提供したところです。

災害発生時の「応急借上げ住宅」提供の流れ



※京都市外での居住を希望される場合は、居住希望先の市町村が相談窓口となります。

●発行所：公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会　公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会京都本部
〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁町453-3（京都府宅建会館）
Tel.075-415-2121(代)　Fax.075-415-2120
●制　作：株式会社住宅新報　http://www.kyoto-takken.or.jp/
京都宅建　検索